

改正

平成27年1月19日規則第2号

狛江市開発等事業調整会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第42条に基づき開催される調整会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催請求)

第2条 近隣住民又は事業者は、条例第41条第1項又は第3項の規定により調整会の開催を請求するときは、調整会開催請求書（第1号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、調整会において審理を行う論点は、原則として建築物の形態意匠に関するものとする。

2 調整会の開催の請求は、原則として同一人による複数回の請求は認められないものとする。

(会議)

第3条 調整会は、条例第8条のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長が招集する。

2 調整会は、条例第42条第1項に基づき、委員会の委員3名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調整会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(出席要請)

第4条 調整会は、条例第42条第2項の規定により調整会に近隣住民、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人（以下「関係人」という。）の出席を求めるときは、あらかじめ、調整会出席要請書（第2号様式）により、関係人に通知するものとする。

(審理の方法)

第5条 調整会は、次のとおり審理を行う。

(1) 事業者は、開会冒頭に事業概要について説明するものとする。

(2) 第2条第1項の規定に基づき請求をした者は、前号の説明の後、請求の理由について陳述するものとする。

(3) 調整会は、論点の整理を行い、近隣住民及び事業者は、論点ごとに質疑応答を行うものと

する。

2 調整会で審理した結果、報告された内容については、原則として再度審理することはできない。

(報告書の縦覧)

第6条 条例第43条第2項の調整会報告書(第3号様式)の縦覧は、事業の完了、変更又は廃止まで行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年1月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市開発等事業調整会運営規則第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

第1号様式から第3号様式まで (省略)

第1号様式（第2条関係）

調整会開催請求書

年 月 日

狛江市長

あて

住所

氏名

印

電話番号 ()

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名を記入してください。)

狛江市まちづくり条例第41条第 項の規定により、次のとおり調整会を開催するよう請求
します。

事業名称	
事業場所	
請求の理由	

第2号様式（第4条関係）

調整会出席要請書

年 月 日

様

狛江市まちづくり委員会

狛江市まちづくり条例第 42 条第2項及び狛江市開発等事業調整会運営規則第4条の規定により、次のとおり調整会への出席を要請します。

事業名称	
事業場所	
出席要請理由	
調整会開催日時	
調整会開催場所	
問い合わせ	

第3号様式（第6条関係）

調整会報告書

年 月 日

狛江市長

あて

狛江市まちづくり委員会

狛江市まちづくり条例第43条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業場所	
開催日時	
開催場所	
出席委員	
出席関係人	
議事要旨	
助言、あっ旋 又は勧告	